

1 1 月は下請取引適正化推進月間です。

平成26年度下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

信用は 適正払いの 積み重ね

1 1 月は下請取引適正化推進月間です。全国各地において下請取引適正化推進講習会（参加費無料）を開催するほか、全国の公正取引委員会の地方事務所等や経済産業省の地方経済産業局等で、下請取引に関する相談等にも応じています。詳しくは次の連絡先にお問い合わせください。

公正取引委員会 取引部企業取引課 03-3581-3375 (ホームページ http://www.jftc.go.jp/)		中小企業庁 事業環境部取引課 03-3501-1669 (ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/)	
北海道事務所	011-231-6300	北海道経済産業局	011-709-1783
東北事務所	022-225-8420	東北経済産業局	022-221-4922
取引部企業取引課	03-3581-3375	関東経済産業局	048-600-0325
中部事務所	052-961-9424	中部経済産業局	052-589-0170
近畿中国四国事務所	06-6941-2176	近畿経済産業局	06-6966-6037
中国支所	082-228-1501	中国経済産業局	082-224-5661
四国支所	087-812-5760	四国経済産業局	087-811-8529
九州事務所	092-431-6032	九州経済産業局	092-482-5450
沖縄総合事務局総務部		沖縄総合事務局経済産業部	098-866-1755
公正取引室	098-866-0049		

下請取引については、「下請代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法」による振興基準において、親事業者（発注者）の義務や禁止行為のルールなどが定められています。公正取引委員会及び中小企業庁では、定期的の下請取引の実態を調査し、下請取引適正化のための指導を行っています。

下請代金支払遅延等防止法

【親事業者の義務】

- 取引条件等を記載した注文書の交付
- 下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
- 下請代金の支払期日を定めること
- 遅延利息の支払

【親事業者の禁止行為】

- 受領拒否
- 下請代金の支払遅延
- 下請代金の減額
- 返品
- 買ったたき
- 物の購入強制・役務の利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

下請中小企業振興法

【振興基準】

- 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善
- 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善
- 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化
- 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善
- 下請事業者の連携の推進
- 下請事業者の自主的な事業の運営の推進
- 下請取引に係る紛争の解決の促進

(広報原案2)

(キャンペーン標語記載予定)

～11月は下請取引適正化推進月間です～

公正取引委員会／中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請代金支払遅延等防止法（通称下請法）及び下請中小企業振興法（通称下請振興法）の普及啓発を図っています。

全国各地において下請取引適正化推進講習会を開催するほか、下請取引に関する質問等にも応じています。

詳細は、公正取引委員会のホームページ (<http://www.jftc.go.jp/>)
又は中小企業庁のホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/>)
を御参照ください。